

淀川水系木津川上流水域
流域別下水道整備総合計画

計 画 書

令和 7 年 3 月

三 重 県

(第1表) 下水道の整備に関する基本方針

(イ) 整備の目標

淀川水系木津川上流水域流域別下水道整備総合計画は、下水道法第2条の2に基づき、淀川水系木津川上流水域並びに大阪湾にかかる水質環境基準を達成・維持するために必要な下水道の整備に関する総合的な計画を定めるものであり、当該水域における個別の下水道計画の上位に位置付けられる。

2 以上の府県にまたがる水域である場合、関係府県間における下水道整備に関する基本方針に依る必要があり、令和6年3月28日の大阪湾流域別下水道整備総合計画検討委員会において、COD、窒素、リンの目標負荷量の府県別目標値や下水処理場の整備目標、水質環境基準達成のための取組について合意され、大阪湾にかかる各府県の流域別下水道整備総合計画の基本方針が示された。

基本方針では、将来的に大阪湾の水質環境基準を達成する「最終目標」と、令和30年度を目標年次とした「当面の目標」が定められ、「当面の目標」にて県別目標値が示された。

当面の目標である県別目標値を達成するために本計画を見直し、公共用水域の水質保全を目指すものである。

1) 最終目標

将来の流出負荷の減少に伴う溶出速度の低減、及び上流湖沼の水質環境基準の達成と、湾内底質と隣接海域の水質改善を前提とし、環境基準点(1箇所)における局所対策を実施することにより、大阪湾の水質環境基準を達成することを目標とする。

2) 当面の目標

基本方針にて示された目標負荷量の府県別目標値や下水道処理場の整備目標を目標とする。

(ロ) 整備計画年度

平成30年度より令和30年度まで

(ハ) 都市別整備方針

都市名	予定処理区の 名称	合流式・ 分流式の別	計画 処理人口 (千人)	計画下水量 (m ³ /日)	摘要
名張市	中央	分流式	32.8	17,900	整備中（供用中）
	南部	分流式	13.5	7,000	整備予定
	小計		46.3	24,900	
伊賀市	新都市	分流式	4.0	2,000	整備中（供用中）
	桐ヶ丘	分流式	3.4	1,700	整備予定
	西部・河合	分流式	5.5	2,700	整備中（供用中）
	柘植	分流式	1.8	1,300	整備中（供用中）
	島ヶ原	分流式	1.0	500	整備中（供用中）
	小計		15.7	8,200	
合計			62.0	33,100	

(二) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度

水域名	水域類型 指定区間	低水流量 (m ³ /s)	目標 類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要
木津川-1	久米川合流点より 上流	2.76 (大野木橋)	A	イ	—	—	S47. 11. 6 環境庁告示第98号
木津川-2	久米川合流点から 名張川合流点まで	7.53 (岩倉橋)	A	ロ	—	—	S47. 11. 6 環境庁告示第98号
		7.11 (島ヶ原大橋)					
		3.27 《長田橋》					
柘植川 (全域)	全域	2.05 (山神橋)	A	イ	—	—	S49. 5. 10 三重県告示第311号
服部川 (全域)	全域	3.53 (伊賀上野橋)	A	イ	—	—	S49. 5. 10 三重県告示第311号
久米川 (全域)	全域	0.34 (芝床橋)	B	ハ	—	—	S49. 5. 10 三重県告示第311号
比自岐川 (全域)	全域	0.19 (耕川橋)	A	イ	—	—	S49. 5. 10 三重県告示第311号
名張川 (全域)	全域	4.82 (家野橋)	A	イ	—	—	S49. 5. 10 三重県告示第311号
		2.21 《新夏見橋》					
		4.98 《名張 (大屋戸橋) 》					

《》は水質基点、() は環境基準点

(注意)

- ・目標類型（河川）の基準値は次の通り。

類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/L 以上	—

- ・達成予定年度は次の通り。

「イ」は直ちに達成

「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成

「ハ」は5年を越える期間で可及的速やかに達成

「ニ」段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

「ー」達成予定年度が定められていない。

(第2表) 処理施設

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力	削減目標量 (m ³ /日)	削減目標量 (kg/日)	削減目標量 (kg/日)	削減方法		放及流び先位置の名称	摘要			
								当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は燐含有量	当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量または燐含有量		(kg/日)	日平均計下水量	日最大計下水量	水質項目
中央 浄化センター	名張市	中央	標準活性汚泥法等	17,900	T-N	T-N	T-N	名張川	14,053 (18,631)	17,830 (23,734)	BOD	140	15	
					—	—	—				COD	102	13	
					T-P	T-P	T-P				T-N	26	20	
					—	—	—				T-P	3.1	1.5	
南部 浄化センター	名張市	南部	標準活性汚泥法等	7,000	T-N	T-N	T-N	名張川	5,375	6,925	BOD	177	15	
					—	—	—				COD	85	13	
					T-P	T-P	T-P				T-N	36	20	
					—	—	—				T-P	3.9	1.5	
上野新都市 浄化センター	伊賀市	新都市	標準活性汚泥法等	2,000	T-N	T-N	T-N	久米川	1,522	1,940	BOD	133	15	
					—	—	—				COD	94	13	
					T-P	T-P	T-P				T-N	22	20	
					—	—	—				T-P	2.4	1.5	
桐ヶ丘 処理場	伊賀市	桐ヶ丘	標準活性汚泥法等	1,700	T-N	T-N	T-N	木津川	1,257	1,617	BOD	187	15	
					—	—	—				COD	90	13	
					T-P	T-P	T-P				T-N	38	20	
					—	—	—				T-P	4.2	1.5	
せせらぎ 浄化センター	伊賀市	西部・河合	標準活性汚泥法等	2,700	T-N	T-N	T-N	柘植川	2,063 (3,467)	2,642 (3,467)	BOD	189	15	
					—	—	—				COD	126	13	
					T-P	T-P	T-P				T-N	45	20	
					—	—	—				T-P	5.0	1.5	

名称	位置	予定処理区の名称	処理方法	処理能力	削減目標量	削減方法		放流及び先位の位置名称	摘要			
						当該終末処理場において削減される放流水の窒素含有量又は燐含有量	削減目標量の一部に相当するものとして他の終末処理場において削減される放流水の窒素含有量または燐含有量		(m ³ /日)	(kg/日)	(kg/日)	(kg/日)
柘植 浄化センター	伊賀市	柘植	標準活性汚泥法等	1,300	T-N	T-N	T-N	柘植川	1,026	1,212	BOD	174
					—	—	—				COD	113
					T-P	T-P	T-P				T-N	33
					—	—	—				T-P	3.9
島ヶ原 浄化センター	伊賀市	島ヶ原	標準活性汚泥法等	500	T-N	T-N	T-N	木津川	358	461	BOD	187
					—	—	—				COD	127
					T-P	T-P	T-P				T-N	40
					—	—	—				T-P	4.5

*本計画における処理場は下水道法施行令第2条の2に規定する要件に該当しないため「削減目標量」及び「削減方法」は記載しない。

*「ピーク下水量」とは、整備計画年度（R30）までの期間において面整備の進捗により最大となる計画下水量である。令和30年度までにピーク下水量が現有施設能力を超える場合は表に記載した。

(第3表) 中期的な整備方針

(イ) 中期整備計画年度

令和元年度から令和10年度まで

(ロ) 処理施設別中期整備方針

都市名	予定処理区の名称	処理施設の名称	中期的な整備の目標	下水道の整備事業の実施順位
名張市	中央	中央浄化センター(名張市)	面整備の早期概成。処理水量の増加に応じて処理施設を増設する。	面整備：B 高度処理：-
名張市	南部	南部浄化センター(名張市)	将来稼働予定。R11以降に整備。	面整備：- 高度処理：-
伊賀市	新都市	上野新都市浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-
伊賀市	桐ヶ丘	桐ヶ丘処理場	将来稼働予定。R11以降に整備。	面整備：- 高度処理：-
伊賀市	西部・河合	せせらぎ浄化センター	処理水量の増加に応じて処理施設を増設する。	面整備：- 高度処理：-
伊賀市	柘植	柘植浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-
伊賀市	島ヶ原	島ヶ原浄化センター	-	面整備：- 高度処理：-

注) A：中期整備計画年度内に面整備や高度処理の導入を優先して実施する。

B：中期的には他の事業や処理場を優先する。

-：面整備…概成済み。高度処理…導入済み又は位置付けられていない。